

事業所内配分ルールのイメージ

▶ ①経験・技能のある障害福祉人材において、「月額8万円」の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)以上となる者を設定・確保すること。

→ リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を実現

▶ 平均の処遇改善額について、

・ ①経験・技能のある障害福祉人材は、②他の障害福祉人材の2倍以上とすること。

・ ③その他の職種(改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)を超えない場合に限る)は、②他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと。

【介護保険と同様の留意点】

※ ①について、勤続10年の考え方は事業所の裁量で設定。

※ ①について、小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は、合理的な説明を求める。

※ 各職員区分内の一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能。

※ 平均賃金について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

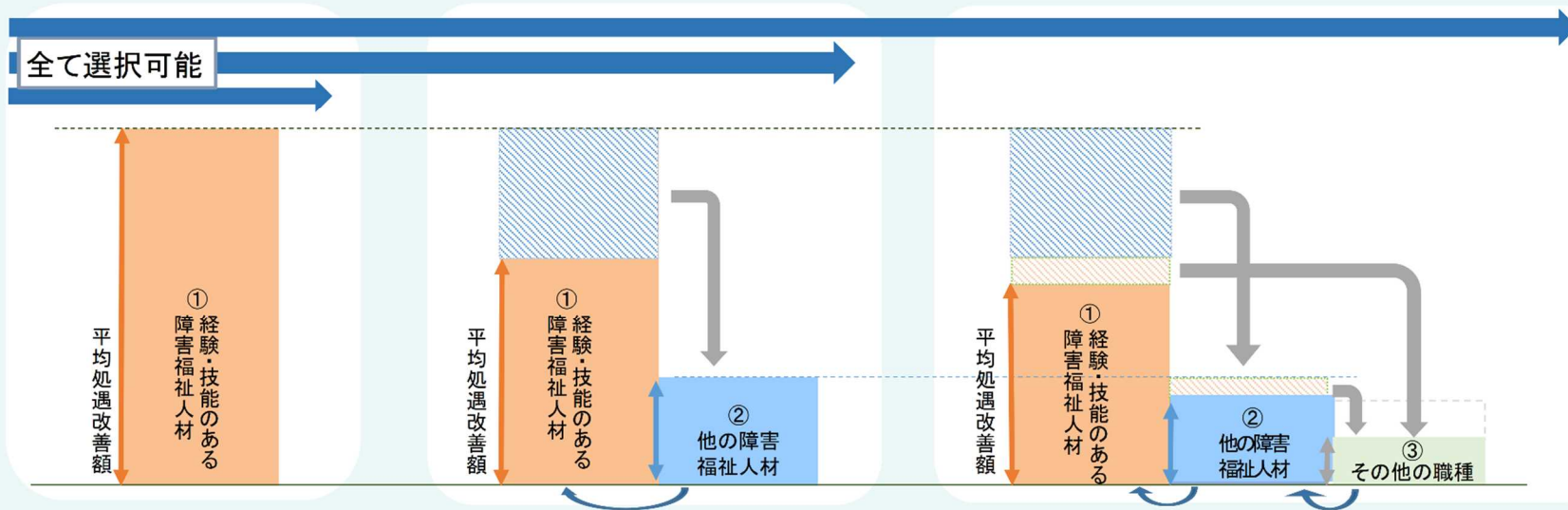
【障害福祉サービス等の特性を踏まえた特例】

※ ①について、現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する職員、又は心理指導担当職員(公認心理師含む)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者のいずれかとして従事する職員であって、勤続10年以上の者を基本とする。

※ 研修等で専門的な技能を身につけた勤続10年以上の②の職員については、事業所の裁量で①に含めることを可能とする。

※ 個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質向上に寄与している③の職員について、事業所の裁量で②に含めることを可能とする。

(③の職員に関する職員区分の変更について、役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)以上の者は対象外とする。)



出典:厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課「2019年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」(2019年2月15日)より抜粋

2019年6月6日 参議院厚生労働委員会提出資料② 日本共産党 倉林明子